

(保3) F
平成23年4月1日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中川俊男

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の公費負担医療に係る請求等の事務取扱いについて、健康局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局の担当部署より下記のとおり示されましたので、ご連絡申し上げます。

今回の震災により、保険医療機関等を受診した際に一部負担金等の支払が猶予される者に係る診療報酬等の請求方法につきましては、公費負担医療を受診した者の取扱いを含め、平成23年3月30日付け（保267）Fによりご連絡申し上げており、一部負担金等を猶予した場合には、患者負担分がゼロであり、保険優先の公費負担医療（公費併用レセプト）の対象とならないため、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）は医保単独として取扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号の記載を要しない取扱いとなっております。

今般、ご連絡申し上げます公費負担医療の請求等の取扱いは、一部負担金等の支払が猶予される者以外の者であって、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診された者に係る請求について、具体的な取扱いが示されたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【公費負担医療の請求等の取扱い】

一部負担金等の支払が猶予される者以外の者であって、医療券等を指定医療機関等に提示せず、公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、添付資料の別紙のとおり、各制度ごとに示されておりますので、その方法によりご対応ください。

なお、基本的には、公費負担医療の対象であることの申出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号の法別番号（2桁）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記録し、複数の疾患が対象となっている公費負担医療の場合には、可能な範囲内で当該事業の対象疾患名を記録の上、審査支払機関に請求することとなります。

ただし、受給者番号が確認できた場合には、その番号を記録することとし、この場合においては住所を記録する必要はありません。

その他の注意事項として、次の①から③のとおり取り扱ってください。

- ① 明細書については電子レセプトによる請求ではなく、紙レセプトにより請求することとしますが、紙レセプトの出力が困難な場合には、電子レセプトにより請求することも差し支えないものであります。
- ② 電子レセプトにより請求する場合には、公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に被災前の住所を記録します。
また、受給者番号が確認できない場合には、「999999（7桁）」を記録することとなります。
- ③ 公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合には、「99999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録します。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

(平 23. 3. 31 事務連絡 厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課

雇用均等・児童家庭局母子保健課

社会・援護局保護課・援護企画課

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)